

【令和5年4月から】運営基準の主な改正内容について

改正項目	義務化の時期 (対応期限)	改正内容
①衛生管理等	令和6年4月 (令和6年3月末)	<ul style="list-style-type: none">・全ての障害福祉サービス事業所で、感染症や食中毒のまん延防止等の措置を講じるための指針の策定が必要。 <u>◎指針の策定及び6か月に1回以上の研修・訓練を実施。</u>
②業務継続計画 (BCP)の策定	令和6年4月 (令和6年3月末)	<ul style="list-style-type: none">・「全ての障害福祉サービス事業所」で、感染症や災害発生時における「業務継続計画の策定」が義務付けられた。 <u>◎猶予期間である令和5年度中に「感染症及び災害発生時」に備えたBCPを策定すること。</u>
③【児通所等】安全 計画の策定	令和6年4月 (令和6年3月末)	<ul style="list-style-type: none">・設備の安全点検、非常時に備えた職員、利用者及び保護者の研修・訓練の計画の策定が必要。 <u>◎計画策定及び年に1回以上の研修・訓練を実施。</u>
④【児通所等】送迎 時の児童の点呼等	令和5年4月か ら実施義務化	<ul style="list-style-type: none">・送迎や課外活動の際の自動車を運行する場合は、児童の乗降車を点呼やチェックリストによる確認が必要。
⑤【児通所等】送迎 車両の安全装置設置	令和6年4月 (令和6年3月末)	<ul style="list-style-type: none">・送迎用車両（3列以上のシートがある車）へのブザー等の安全装置の設置が義務付けられた。 <u>◎国が定めるガイドラインに適合したものを設置すること。</u>